

インターネットトラブルを防ぐために

発行：岩見沢市教育委員会 指導室 青少年センター

お子さんが利用するスマートフォン[スマホ]を契約するとき、

【お子さまのご利用に関する同意】 どちらを選択しましたか？

〔携帯会社の一般的な「契約時に記入する同意書」〕

・フィルタリングを利用せずにインターネットを利用すると、お子さまの健全な成長に**悪影響を及ぼす違法・有害情報に触れる可能性がある**ことを理解しました・SNS などを通じた**見知らぬ相手**とのやりとりにより、**トラブルにあう**青少年が増えており、また**犯罪の被害者**になるだけでなく、**知らないうちに加害者になるリスク**もあることを理解しました

○フィルタリングサービスを選択する場合

・お子さまに **最適なフィルタリングサービスを選択**しました

●フィルタリングサービスを選択しない場合

・私は**保護者の責任**において、**フィルタリングサービスに加入しない**ことを申し出ます。***「気をつける」では防げない有害情報を「フィルタリング」が防ぐ！**

〔携帯各社のフィルタリングサービスによって詳細が異なります。〕

- ・個人情報の漏洩
- ・架空請求
- ・詐欺サイト
- ・犯罪に巻き込まれる危険
- ・危険サイトへのアクセス
- ・利用時間の管理



今や、日常生活では欠かすことができない、スマホやタブレット、PCなどのデバイス。
「このツールを、安全に、賢く使いこなす。」
トラブルを起こしてしまった場合、その解決は**保護者の責任**において、行っていかなければなりません。

〔青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律〕より
スマホを使用する人が18歳未満の未成年者の場合、通信事業者はフィルタリングを設定して販売することが義務化。フィルタリング設定の解除は、保護者が書面で申し出なければならない。